

特殊詐欺に係る被害金の追跡、凍結、回復に指向した官民協働型枠組みの協定 金融機関の拡大について

1 概要

令和 7 年における特殊詐欺の被害額は3257.4億円にのぼり、また、本年上半期も既に1816.2億円に達しているなど危機的な状況であるところ、そのうち被害金の交付形態別では振込型が全体の56.9%を占め、預貯金口座が特殊詐欺における被害金移転の主要なツールである状況が継続しており、警察と金融機関との一層の連携強化が急務である。

そこで今般、警察庁と都市銀行等 9 金融機関が協定を締結し、本年 6 月 1 日から運用を開始している官民協働型枠組み（以下「本枠組み」という。）について、警察庁は新たに金融機関11行（以下「協定金融機関」という。）と協定を締結し、本年10月 1 日から本枠組みの運用の拡大を図るもの。

2 本枠組みの概要

特殊詐欺の被害金の迅速な追跡を可能とし、被害の拡大防止・回復に資するため、都道府県警察が協定金融機関に照会するに際して、警察庁を介してオンラインで照会を行い、協定金融機関から迅速に回答を受けるとともに、被害金移転先口座を管理する金融機関に早期に凍結依頼を行うことにより、被害金の追跡・凍結・回復や出し子等に係る捜査を早期に開始し、被疑者の検挙を図るもの。

3 協定金融機関（金融機関共同コード順）

- ソニー銀行株式会社
- 株式会社ドコモSMTBネット銀行
- auじぶん銀行株式会社
- 株式会社大和ネクスト銀行
- 株式会社ローソン銀行
- 株式会社みんなの銀行
- 株式会社U I 銀行
- 野村信託銀行株式会社
- GMOあおぞらネット銀行株式会社
- 株式会社あおぞら銀行
- 株式会社東京スター銀行

4 参考事項

協定金融機関においても、本件に係る広報を実施する。

令和 8 年 9 月 30 日

警察庁が協定書を締結する金融機関（20行）

協定締結日	金融機関名
令和 8 年 5 月 28 日	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社セブン銀行 楽天銀行株式会社 株式会社イオン銀行 株式会社SBI新生銀行 株式会社ゆうちょ銀行
令和 8 年 9 月 30 日	ソニー銀行株式会社 株式会社ドコモSMTBネット銀行 auじぶん銀行株式会社 株式会社大和ネクスト銀行 株式会社ローソン銀行 株式会社みんなの銀行 株式会社UI銀行 野村信託銀行株式会社 GMOあおぞらネット銀行株式会社 株式会社あおぞら銀行 株式会社東京スター銀行